

砂川市条例第14号
令和6年3月13日

砂川市中小企業等振興条例の一部を改正する条例をここに公布する。

砂川市長 飯澤 明彦

(別 紙)

砂川市中小企業等振興条例の一部を改正する条例

砂川市中小企業等振興条例（平成7年条例第12号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の2号を加える。

- (5) 資格等 国家資格、技能検定、技能講習又は厚生労働大臣指定の専門実践教育訓練、特定一般教育訓練若しくは一般教育訓練の対象となっている資格をいう。
- (6) 事業承継 中小企業者とその代表者の親族若しくはその役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいう。）、使用人その他の従業員若しくは構成員に事業を引き継ぐこと又は第三者に事業譲渡、株式譲渡その他の方法により事業を引き継ぐことをいう。

第5条中「第11条」を「第11条の4」に改め、同条第8号を同条第11号とし、同条第7号の次に次の3号を加える。

- (8) 資格等取得支援事業に対する助成
- (9) 従業員家賃支援事業に対する助成
- (10) 事業承継促進事業に対する助成

第11条の次に次の3条を加える。

（資格等取得支援事業に対する助成）

第11条の2 市長は、中小企業者等が従業員（市内に住所を有する者であつて、当該中小企業者等の代表者（法人にあつては、その役員も含む。）の3親等以内の親族でないものをいう。以下同じ。）に対し業務に必要な資格等を取得させる事業を行ったときは、当該中小企業者等に対し、助成金を交付することができる。

2 前項に定める助成金の対象となる経費は、事業の実施に要する費用のうち、資格等の取得に要する受験料、受講料及び登録費用とする。

3 第1項に定める助成金の額は、事業に要した費用のうち、前項に定める費用の100分の50以内とし、その限度額は、次の各号に掲げる雇用している従業員数の区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、従業員1人につき資格等当たり5万円をその限度額とする。

- (1) 5人以下 10万円
- (2) 6人以上20人以下 30万円
- (3) 21人以上 50万円

4 第1項の助成を受けた中小企業者等は、助成の対象となった従業員が資格等を取得した後1年以内に転出し、又は退職したときは、市長に助成金を返還するものとする。

（従業員家賃支援事業に対する助成）

第11条の3 市長は、中小企業者等又は中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項第5号に規定する者（以下「医業を主たる事業とする法人」という。）若しくは社会福祉法（昭和26

年法律第45号)第22条に規定する者(以下これらを「従業員家賃支援事業対象者」という。)が市外から転入した従業員が賃借する住居(当該従業員を雇用する事業主が所有する住宅及び公営住宅を除く。以下同じ。)の家賃を助成する事業(新たに開始する助成又は金額を増額する助成に限る。)を行ったときは、当該従業員家賃支援事業対象者に対し、助成金を交付することができる。

2 前項に定める助成金の対象となる従業員は、次に掲げる者とする。

- (1) 前項の転入時に年齢が40歳未満である者
- (2) 雇用保険に加入している者

3 第1項に定める助成金の対象となる経費は、事業の実施に要する費用のうち、契約に基づく住居の賃借料とする。

4 第1項に定める助成金の額は、事業に要した費用のうち、前項に定める費用の100分の50以内とし、その限度額は月額1万円とする。

5 第1項に定める助成金の交付は、従業員が転入した月から起算して36月を限度とする。

(事業承継促進事業に対する助成)

第11条の4 市長は、中小企業者が事業承継に係る事業を行ったときは、当該中小企業者に対し、助成金を交付することができる。

2 前項に定める助成金の対象となる経費は、事業の実施に要する費用のうち、別表第3に掲げるものとする。

3 第1項に定める助成金の額は、事業に要した費用のうち、別表第3に掲げる費用の100分の50以内とし、その限度額は50万円とする。

第12条第1項中「中小企業信用保険法(昭和25年法律第264号)第2条第1項第5号に規定する者」を「医業を主たる事業とする法人」に改める。

別表第2の次に次の1表を加える。

別表第3(第11条の4関係)

助成対象経費	費用の内訳
1 事業に直接必要なもの	(1) 初期診断料 (2) 課題分析料 (3) コンサルティング料 (4) 税制申請委託料 (5) 企業価値の算定料 (6) 事業承継計画の作成料 (7) 仲介又はマッチングの登録料 (8) 仲介の委託契約料 (9) その他市長が特に必要と認めるもの

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。